



Highness Solutions Inc.

6FYOSHIDA ELEKUTORONIKUSUBIRU 3-1-7HIGASHISYUKUGOU UTSUNOMIYACITY, TOCHIGI 321-0968, JAPAN
PHONE# 028-908-1147 FAX#028-636-8481

軽減税率制度導入に伴う弊社システム(Koji 郎21)の対応につきまして

お客様各位

2019年8月26日

ハイネスソリューションズ株式会社

拝啓 貴社益々ご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は弊社製品を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。首題の件について下記の通りご案内申し上げます。

■背景

令和1年10月1日より、消費税率が10%に引上げられ、現行の8%は経過措置の税率となります。また、食料品等の軽減税率も8%です。このため、令和1年10月1日以降は、経過措置の8%と軽減税率の8%が混在することとなります。これらの8%は、消費税(国税)と地方消費税(地方税)の割合が異なること、軽減税率の場合は仕訳帳等の帳簿に軽減対象課税資産の譲渡等である旨を明記する必要があることから、区別して計上する必要があります。

○弊社システムにおける軽減税率を区別する入力方法について

- ・課税区分マスタに軽減税率用の課税区分を追加します。
例) 軽減)売上仕入、軽減)非課税売上仕入、軽減)共通課税仕入
※コード体系はお客様の環境に合わせてご検討ください。
- ・仕訳入力等の各種入力時に軽減税率対象の場合は、追加した課税コードを手動で選択してください。

○弊社システムにおける軽減税率が関連する帳票について

- ・消費税関連帳票は問題ありません。
- ・総勘定元帳・補助元帳には課税区分を追加したプログラムを順次ご提供させていただきます。本プログラムを利用することで、軽減税率を区別して確認することが可能となります。

- その他お客様固有の運用方法による軽減税率に関するご質問について
- ・個別に対応させていただきますので、弊社担当者までご連絡ください。

<本書に関する問い合わせ先>

ハynesソリューションズ株式会社

TEL 028-908-1147

FAX 028-636-8481

E-Mail hines@kj-hns.com